給　水　援　助　協　定

東御市（以下「甲」という。）と上田市（以下「乙」という。）とは、災害等非常時における相互給水援助について、次のとおり協定を締結する。

なお、平成２０年１０月１日に締結した給水援助協定は、本協定書の締結により廃止する。

（給水援助の範囲）

第１条　甲及び乙は、災害等非常時においては、それぞれの給水区域内における給水に支障のない範囲内で相互に給水援助をするものとする。

（給・受水の地点）

第２条　甲及び乙が相互に行う給水援助地点は、以下の地点とする。

⑴　上田市大屋 438 番地先

⑵　上田市塩川 268 番地 3 先

⑶　上田市塩川 5374 番地 2 先

（給水の手続き）

第３条　甲及び乙は、給水を受けようとするときは、速やかにその理由を明記した給水依頼書（様式第１号）により相手方に給水を依頼し、承諾を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭により依頼することができる。

（経費の負担）

第４条　給水援助に伴う経費は、受水者が負担するものとする。

２　給水者は、給水援助に伴う経費を給水援助費用請求書（様式第２号）により受水者に請求するものとする。

（協定期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間満了１月前までに甲又は乙から異議の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から起算してさらに１年間の効力を有するものとし、以後も同様とする。

（補則）

第６条　この協定に定める事項について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲と乙が署名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和４年１１月１５日

甲　　長野県東御市県２８１番地２
東御市
上記代表者　　東御市長　花 岡　利 夫

乙　　長野県上田市大手一丁目１１番１６号
上田市
上記代表者　　上田市長　土 屋　陽 一

詳　細　図

説明資料　1

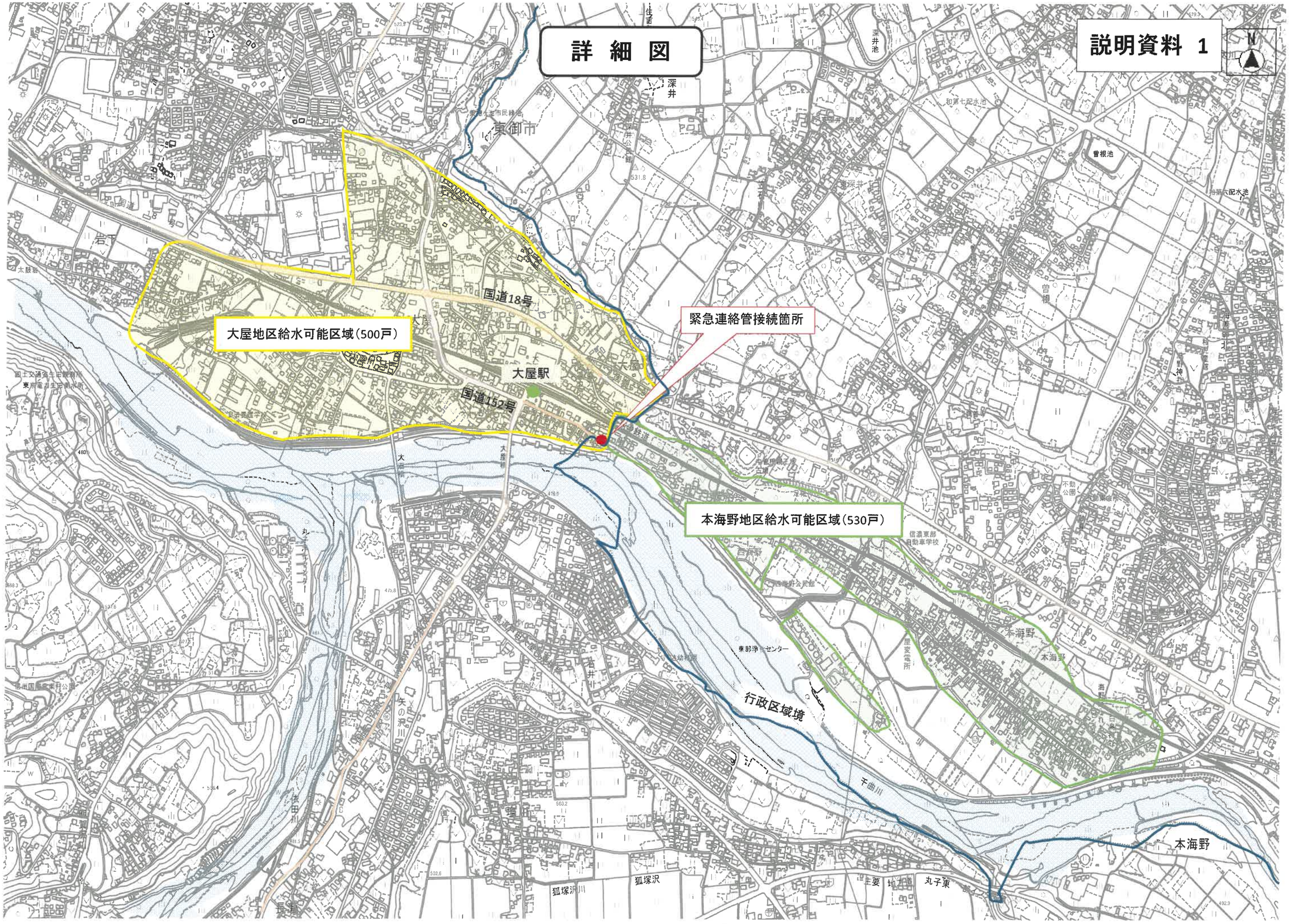
大屋地区給水可能区域（500戸）
緊急連絡管接続箇所
本海野地区給水可能区域（530戸）
国道18号
国道152号
大屋駅
東御市
深井
曽根池
本海野
行政区域境
千曲川
狐塚沢
狐塚沢川
丸子東
東部浄化センター
信濃東部自動車学校
N

説明資料2

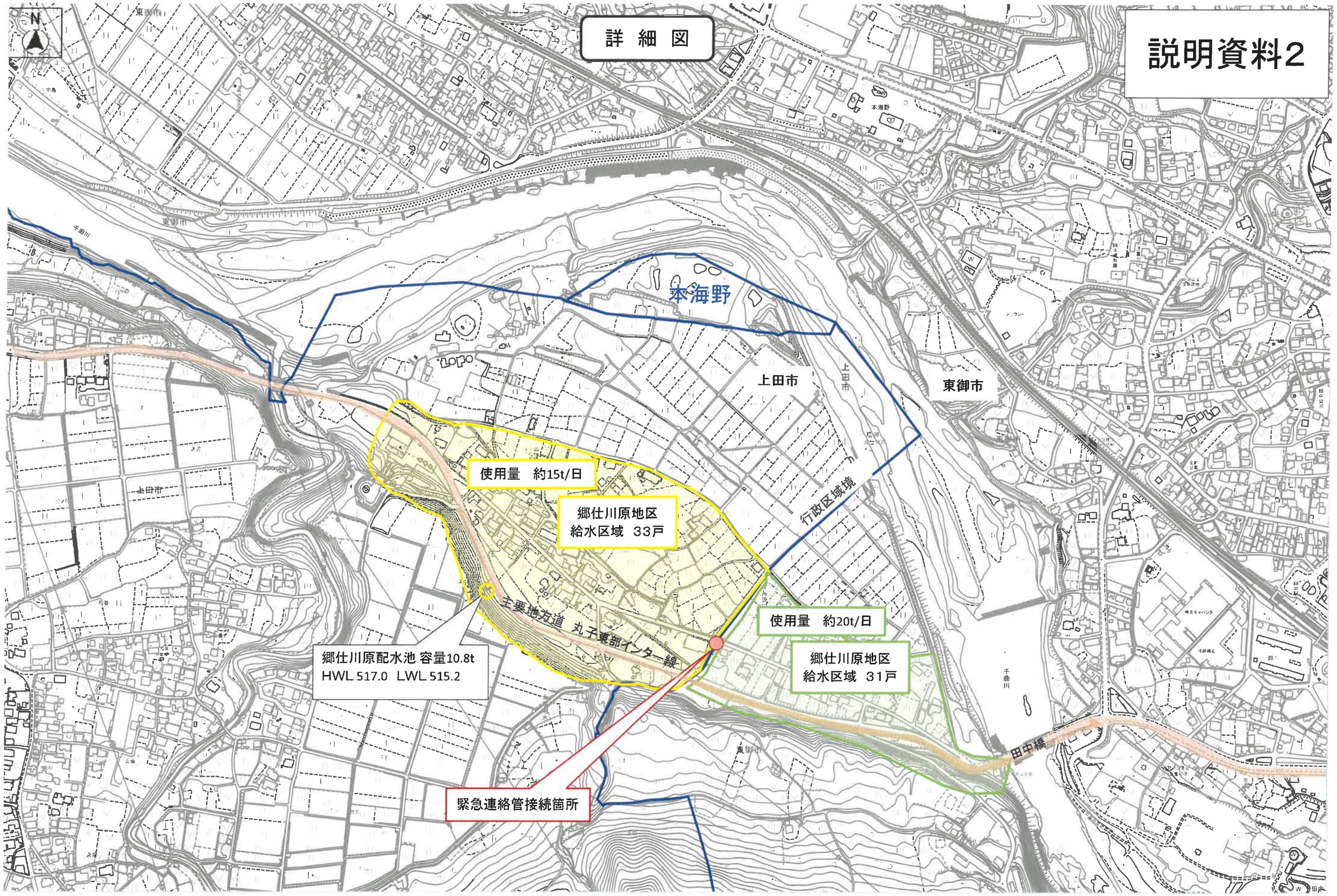

縮尺 1：5000

説明資料3

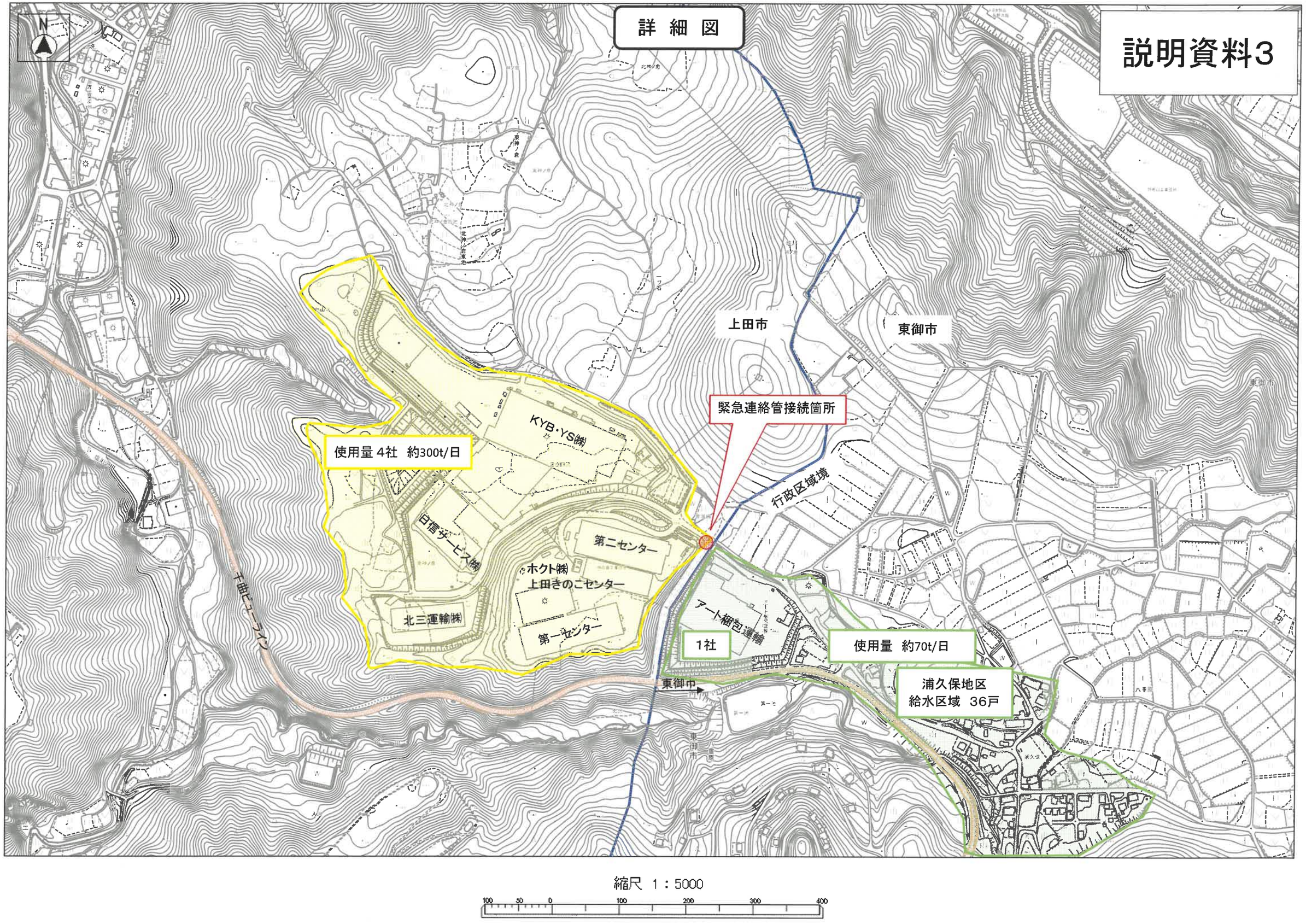

縮尺 1：5000